

第92回 組合会開催

平成27年3月9日(月)
新潟東映ホテル



吉田理事長挨拶



○平成27年度事業計画・予算等決定
○役員・議員改選





新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856~8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp/

●発行人
理事長 富永武司

第93号

【掲載内容】

◆ 吉田秀夫理事長挨拶、組合会議事内容	2頁
◆ 国保組合新役員名簿、富永武司新理事長挨拶	3頁
◆ 国保組合会議員名簿	4頁
◆ 平成27年度歳入歳出予算	5頁
◆ 平成27年度事業計画	6~12頁
基本方針・被保険者数推移	
療養給付 保健事業(改定があります)	

〈組合員・家族の皆様へ「お知らせ」〉

- 4月は異動の時期です。加入脱退・適用除外申請の手続きはお早めに！ (14頁)
- 26年度に引き続き、27年度も現況調査を実施します。 (15頁)
- 平成28年1月からマイナンバー制度が始まります。 (15頁)
- **【重要】** 人間ドック等の補助対象年齢・特定健診の自己負担額が変わります。… (16頁)
 - ・ 人間ドック等の補助対象年齢が、35歳以上 ⇒ 「25歳以上」になります。
 - ・ 特定健診の自己負担額が無料になります。

吉田 秀夫 理事長挨拶

皆様、新しい年を迎え、健康を維持することの難しさを考えました。色々な病と我々は闘っています。組合として、日々それを応援しなければいけません。

今年度は十七年ぶりに保険料を上げさせてもらいました。その結果はどうだったのかというと、組合員数は、ほとんど変わりありません。一〇ほどの減少にとまりました。その理由の一つには、国交省の関連があります。公共事業に携わる全ての業種は、社会保険に加入していなければなりません。そうでなければ、一次下請けは無理です。二次も無理かと思っています。ということで、新たに加入してきています。どういふ方が入っているかというと、土木工事とか、一般的な大工ではない業種が多々入ってきています。それを理解していただいて、これから、予算の方針を申し上げます。と思っています。

まず、変わったところでは、二十五歳まで人間ドックの補助対象年齢を下げます。そして特定健診の無料化、それからレディース健診の再開です。それから、ご存じかもしれませんが、四月以降、こどもを三人以上産む家庭は、二〇〇万円、県等から助成される場合があるそうです。いわゆる人口減に対する県の政策です。私共も、お子さんが入院すると、一日当たり三、〇〇〇円の補助をしていましたが、それを五、〇〇〇円に上げます。若い人が子育てを少しでもしやすいように。それから、地区協議会事業の見直し。約一〇〇万ずつ、上中下越地区の国保協議会に交付していますが、健康を保持するために「健康づくり」に集中していただきたい。

やはり、ここで問題になっているのは、果たして七月の組合会で赤字決算になるのか、黒字決算になるのか、ということ。八月から保険料を上げさせていただきます。今の状態だと、それでも若干赤字の見込みだと思っています。四ヶ月分、引き上げを遅らせた分、赤字になるのだと思います。今後、どういふことになるかという、再び保険料の引き上げを考えなければならない場面があるかもしれません。消費税が一〇%になると、あらゆる面で上がってきます。一〇%ですか。一〇〇円で一〇円、一、〇〇〇円で一〇〇円、税金が付くわけです。何かしらの影響があります。そのときに保険料を上げなくても済むように、また上げないように努力していかねばなりません。国から

の定率補助金はほぼ決定しました。定率分は三十二%です。二十一年度と二十六年度の所得調査の結果を比較すると、全国保組合の一人当たり所得の加重平均は、十一、一%上がっています。私共の平均所得は、国保組合の中では一番低い方です。六十五万円です。所得水準が一五〇万円未満であれば、三十二%の定率補助は維持されます。それにはまだほど遠いですが、一〇%に消費税が上がると同時に所得も上がります。私共はほとんどが一人親方とか一般大工で手間受けをしています。そういうことを、よく把握をしていただきたいと思います。なるべく再値上げの必要がないように。国の補助は、所得水準に応じて十三%から三十二%の補助率に振り分けられます。大変な問題です。五年かけて段階的に見直されることが決定しました。

次に、先般全協通常総会に出席しました。そのときに、衆議院議員の伊吹文明氏が出席され、挨拶がありました。その中で、国保組合の見直しについては、所得に応じて補助することは仕方ないことで、全協にはしっかりと頑張ってもらったということや、社会保障・税番号制度について話されました。

マイナンバーでは、預貯金、株券、一年間の所得、雇用保険、医療保険、厚生年金の加入状況が全部わかります。この一〇月から十二桁の番号が通知され、二十八年一月から申請者には個人番号カードが交付されます。

皆様ご存じかもしれませんが、マイナンバーの認知度は低いです。私共が業務を委託して、情報が漏れた場合、全て私共の責任です。どのような処罰が下されるか。例えば、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合、四年以下の懲役若しくは二〇〇万円以下の罰金又は併科となります。これは、真剣に考えなければいけません。来年度以降、マイナンバーに非常に左右されることになりました。また、色々な提案があると思いますので、ご審議いただきたいと思っています。

我々は、どれだけ大きな医療費が掛かっているかという、月に三億円近く支払っています。それをなるべく支払わなくてもいいように、皆様に健康を維持していただきたいと思っています。これから審議をするわけですが、素晴らしい内容の総会になりますようにお願いして、挨拶の言葉に代えさせていただきます。

第92回組合会は、平成27年3月9日(月)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

古保理事(三条)の司会により、松田副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、吉田理事長の挨拶の後、小林健二議長(上越北)、小林清吾副議長(新津)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

- 議案第1号 平成26年度事業実績中間報告について
- 議案第2号 組合専決処分報告について
- 議案第3号 平成26年度歳入歳出補正予算について
- 議案第4号 平成27年度事業計画について
- 議案第5号 平成27年度歳入歳出予算について
- 議案第6号 組合会議員の選出報告について
- 議案第7号 組合役員を選任について

議長発議第1号 組合会議長及び副議長選挙の件

議事終結後、富永副理事長(上越南)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。



建築国保組合の新役員、組合会議員名簿

国保組合の新しい役員及び、組合会議員が下記のとおり選出されました。

任期 自 平成27年4月1日
至 平成29年3月31日

(役員 定数15名)

役職名	支部名	氏名	備考
理事長	上越南	富永武司	新
副理事長	新潟	朝妻勝人	新
〃	中之島	本名浩利	新
法令遵守担当理事	長岡	吉田秀夫	新
理事	阿賀北	佐藤政己	新
〃	西蒲燕	村井和夫	
〃	岩船	藤原義正	
〃	小千谷	本田剛	新

役職名	支部名	氏名	備考
理事	川西	南雲隆	新
〃	上越北	小林久春	
〃	頸南	古川隆夫	
常務理事	本部	室賀美津雄	
監事	新潟	鴨井俊也	新
〃	見附	大竹俊夫	新
〃	糸魚川	白岩佐歳	

(敬称略)



富永武司 新理事長挨拶

私の新理事長としての抱負について述べてさせていただきます。
吉田理事長は、理事長の就任に当たり「日本一」の国保組合を作ると述べて八年間理事長を務めてまいりました。

私の来期から理事長として行っていくと思うことは、第一に「組織の継続性」を重視すること、第二には、「組織を充実・強化すること」です。そこでも、「継続性」とは何かと申しますと、我が建築国保は公法人という組織です。組織運営において最も重要なことは、事業の継続、そして人の継続です。事業の継続は、基本的には前任の理事長が行ってきた事業を引き継ぎ、さらに新しい時代に応じて必要な事業を追加して行っていくということが私に課せられた責務と存じます。

次に「人の継続」とは、建築国保はこれからも土木建築業に従事する方のための医療保険を担う組織です。未来永劫、建築国保を存続させるためには、建築国保という組織を守ろうとする執行部の人材をつなげていかなければなりません。理事長の任期は連続四期、八年と制限があります。この間に任期満了までに国保事業の執行と共に次の担い手となるリーダーを育ててまいらなければならぬと考えております。

もう一つの目標、「組織を充実・強化」は、毎年度被保険者が減り続け、最大で三六、〇〇〇人であったものが直近では二万人を切るという状況です。被保険者の減少は、国保事業の縮小につながるものと考えます。現に国保組合全体でも被保険者の減少が見られる中、国保組合への国の予算も毎年減額されております。

ここで、組合会議員・支部長様からの協力を得て、新規組合員の獲得を前面に出し事業運営に当たっていくことを新理事長としての抱負とさせていただきます。

来期からの国保事業の運営について次期役員ともども、皆様からの助言とご協力をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

(組合会議員 定数100名)

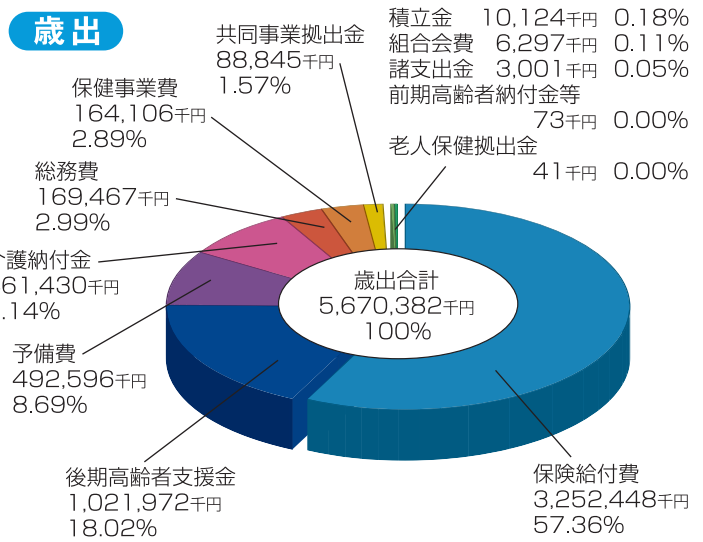
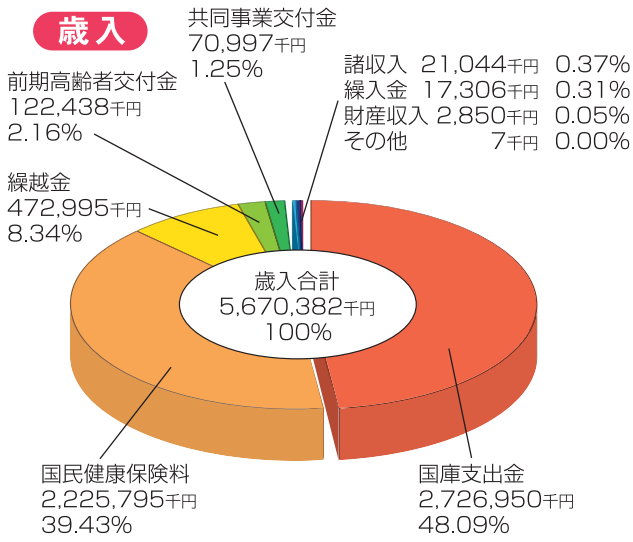
議長 小林清吾(新津) / 副議長 梶原 進(寺泊)

No.	支 部 名	氏 名
1	新 潟	小 田 島 久
2	"	羽 田 七 男
3	"	波 多 野 重 雄
4	"	松 田 道 佳
5	"	永 原 豊 一
6	"	高 橋 達 平
7	"	吉 田 公 周
8	"	渡 邊 敏 博
9	"	伊 藤 重 幸
10	"	齋 藤 雅 則
11	"	水 吉 重 幸
12	"	山 岸 幸 治
13	阿 賀 北	山 口 一 夫
14	"	高 田 信 夫
15	"	本 間 重 雄
16	"	鈴 木 幸 二
17	"	佐 藤 正 一
18	"	中 倉 隆 一 郎
19	"	那 須 野 龍 司
20	新 津	小 林 清 吾
21	"	吉 川 悟
22	西 蒲 燕	下 村 高 博
23	"	川 上 則 雄
24	"	赤 川 齊
25	"	佐 藤 廣 司
26	"	山 下 剛 士
27	"	椎 谷 年 春
28	"	武 田 晃 二
29	"	山 際 憲 治
30	"	荒 木 秀 夫
31	東 蒲	岡 邨 守
32	佐 渡	下 野 光 雄
33	白 根	小 竹 行 雄
34	"	田 中 敏 明
35	村 上	伊 藤 和 人
36	"	山 口 信 三
37	岩 船	堀 隆 一
38	"	中 山 勝 博
39	"	齊 藤 博
40	五 泉	山 崎 貞 雄
41	"	高 岡 正 巳
42	亀 田	渡 部 睦 夫
43	横 越	鈴 木 勝 栄
44	長 岡	遠 藤 英 夫
45	"	石 澤 聡
46	"	加 藤 佐 一 郎
47	"	藤 塚 栄 司
48	三 条	永 井 龍 雄
49	"	小 林 健 人
50	加 茂	近 藤 光 春

No.	支 部 名	氏 名
51	見 附	板 垣 孝 一
52	栃 尾	諏 訪 房 男
53	田 上	山 田 勝 義
54	栄	阿 部 教 夫
55	中 之 島	稲 庭 守
56	下 田	渡 辺 良 三
57	三 島	長 谷 川 倫 一
58	与 板	渡 邊 春 雄
59	和 島	小 田 光 雄
60	出 雲 崎	細 木 吉 代
61	小 千 谷	村 山 正 三
62	"	新 野 忠 直
63	魚 沼	荒 井 英 夫
64	"	小 玉 晃
65	塩 沢	貝 瀬 一 彦
66	六 日 町	松 田 修
67	大 和	上 村 誉
68	十 日 町	水 落 勉
69	"	上 村 一 之
70	"	山 田 和 博
71	"	中 嶋 文 雄
72	川 西	星 名 智
73	津 南	山 田 利 行
74	柏 崎 刈 羽	小 林 幸 一
75	"	田 中 里 司
76	"	西 村 伸 美
77	寺 泊	梶 原 進
78	越 路	丸 山 俊 夫
79	上 越 南	藤 本 武 雄
80	"	山 本 誠 二
81	"	横 山 隆 敏
82	"	綿 貫 敬 史
83	"	上 野 喜 浩
84	上 越 北	藤 田 久 幸
85	"	内 山 弘
86	"	草 間 剛
87	頸 南	岡 田 良 吉
88	"	丸 山 嘉 之
89	柿 崎	布 施 富 生
90	大 潟	熊 木 昌 利
91	吉 川	坂 口 茂
92	頸 城	川 口 孝 一
93	板 倉	古 川 春 雄
94	三 和	坪 野 敏 雄
95	糸 魚 川	原 安 義
96	"	青 代 建 一
97	能 生	藤 岡 勉
98	"	伊 藤 信 幸
99	名 立	渡 辺 一 夫
100	清 里	武 田 信 幸

(敬称略)

平成27年度 歳入歳出予算



歳入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,235,795	39.43
	1.国民健康保険料	2,235,795	39.43
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,726,905	48.09
	1.国庫負担金	12,932	0.23
	2.国庫補助金	2,714,018	47.86
6.前期高齢者交付金		122,438	2.16
	1.前期高齢者交付金	122,438	2.16
7.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
8.共同事業交付金		70,997	1.25
	1.共同事業交付金	70,997	1.25
9.財産収入		2,850	0.05
	1.財産運用収入	2,850	0.05
10.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
11.繰入金		17,306	0.31
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備積立金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	0.00
	4.後期高齢者医療積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	10,000	0.18
	6.業務電算化積立金繰入金	1	0.00
	7.会館再取得積立金繰入金	7,297	0.13
	8.会館営繕積立金繰入金	1	0.00
	9.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	10.職員退職積立金繰入金	1	0.00
11.備品再取得積立金繰入金	1	0.00	
12.線越金		472,995	8.34
	1.線越金	472,995	8.34
13.諸収入		21,044	0.37
	1.延滞金及び過剰金	2	0.00
	2.預金利子	2,000	0.04
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	19,041	0.33
歳入合計		5,670,382	100.00

歳出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,279	0.11
	1.組合会費	6,279	0.11
2.総務費		169,467	2.99
	1.総務管理費	103,071	1.82
	2.徴収費	63,785	1.12
	3.趣旨普及費	2,611	0.05
3.保険給付費		3,252,448	57.36
	1.療養諸費	2,865,572	50.54
	2.高額療養費	278,243	4.91
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	63,479	1.12
	5.葬祭諸費	5,350	0.09
	6.傷病手当金	36,768	0.65
7.出産手当金	3,000	0.05	
4.後期高齢者支援金		1,021,972	18.02
	1.後期高齢者支援金等	1,021,972	18.02
5.前期高齢者納付金等		73	0.00
	1.前期高齢者納付金等	73	0.00
6.老人保健拠出金		41	0.00
	1.老人保健拠出金	41	0.00
7.介護納付金		461,430	8.14
	1.介護納付金	461,430	8.14
8.共同事業拠出金		88,845	1.57
	1.共同事業拠出金	88,845	1.57
9.保健事業費		164,106	2.89
	1.特定健康診査等事業費	49,364	0.87
	2.保健事業費	114,742	2.02
10.積立金		10,124	0.18
	1.積立金	10,124	0.18
11.諸支出金		3,001	0.05
	1.償還金及び還付加算金	3,001	0.05
12.予備費		492,596	8.69
	1.予備費	492,596	8.69
歳出合計		5,670,382	100.00

平成27年度 新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

1. 基本方針

昨年度は、17年ぶりに保険料の値上げを行わせていただきました。これによって5年連続で単年度赤字となっていた状況から、26年度は収支の改善が見られる見込みであります。しかしながら、保険料の値上げが8月からということで、実質の値上げ期間は8ヶ月分ということもあり、単年度黒字に改善するかどうか微妙な状況ですが、27年度は黒字転換できるのではないかと見込んでおります。

したがって、27年度の保険料改定は行わず、今後の収支状況を見ていきたいと考えます。保険料改定については、従前のように十数年据え置きにするといったことは、今後は、国庫補助の見直しが議論されている状況を鑑みると収支の悪化が再度懸念されます。こうしたことから保険料については、今後は数年置きに小幅な改定もあり得ると考えております。

また、26年度は人間ドックの補助対象年齢を20歳から35歳に引き上げさせていただきましたが、対象年齢から外れた被保険者の皆様から従前の年齢への引き下げ要望が強いということから、対象年齢については改定させていただきます。

そして、一昨年実施させていただきましたレディース健診の健診後のアンケートによると、今まで一度も健康診断を受診されたことがないという回答が相当数ありました。こうしたことから、女性やご家族の被保険者に特化した健診を企画し、健診の機会を提供、勧奨していきたいと考えております。

なお、27年度は、組合会役員・議員の改選が行われ、新しく任につかれる方が多くおられます。こうしたことから、建築国保事業や皆様の役割などの内容の研修を支部長及び支部職員を含め、合同で4月に行う予定としております。

27年度も引き続き、被保険者の健康の保持・増進を図るため保健事業の展開に努めると共に、万一病気になったとしても安心して医療を受けられる体制を保持すべく、保険者機能の強化と独自性を発揮して事業を行ってまいります。

こうしたことを念頭に、今後、国において、いかなる制度改正がなされようと、当組合として引き続き健全な事業展開が継続できるよう一層の基盤強化に努めてまいります。

2. 重要事項

1. 被保険者の加入促進

現行保険料率の維持、保険給付や保健事業の充実など魅力ある医療保険者であることをアピールし、支部や組合員の協力を得るとともに広報誌なども利用して新規加入者の獲得を目指していきたいと考えております。

2. 財政基盤の安定と充実強化

単に保険料の値上げによる財政基盤の安定を求めるのではなく組合員の高齢化という現状を鑑み、将来の保険料体系の新たな在り方を検討していきたいと考えております。

3. 適用の適正化の推進と法令遵守

組合員の加入資格については、今後3年に1回(次回、平成28年度)に調査を行い、その他の年度については、被保険者証等の一括更新時に行う組合員現況調査を継続して行います。

また、社会保障・税番号制度の実施により、個人情報の管理は特定個人情報保護評価(PIA)を行い、その内容を基礎項目委員会に提出し、またその内容は、ホームページに掲載し常時閲覧できるようにします。また、広報誌等を通じてお知らせするとともに、なお一層の法令遵守に努めてまいります。

4. 医療費適正化の推進

調剤に係る費用の軽減を図るため、引き続き「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、「ジェネリック医薬品差額通知」を年3回送付することとします。

また、レセプト点検については人員体制や点検内容の見直しを行い、これまで以上に点検効果が上がるよう強化してまいります。

5. 保健事業の充実

特定健診・特定保健指導による予防医療とも併行して、健康づくりや病気の予防を第一の目的に、また被保険者のニーズに合った保健事業を実施してまいります。

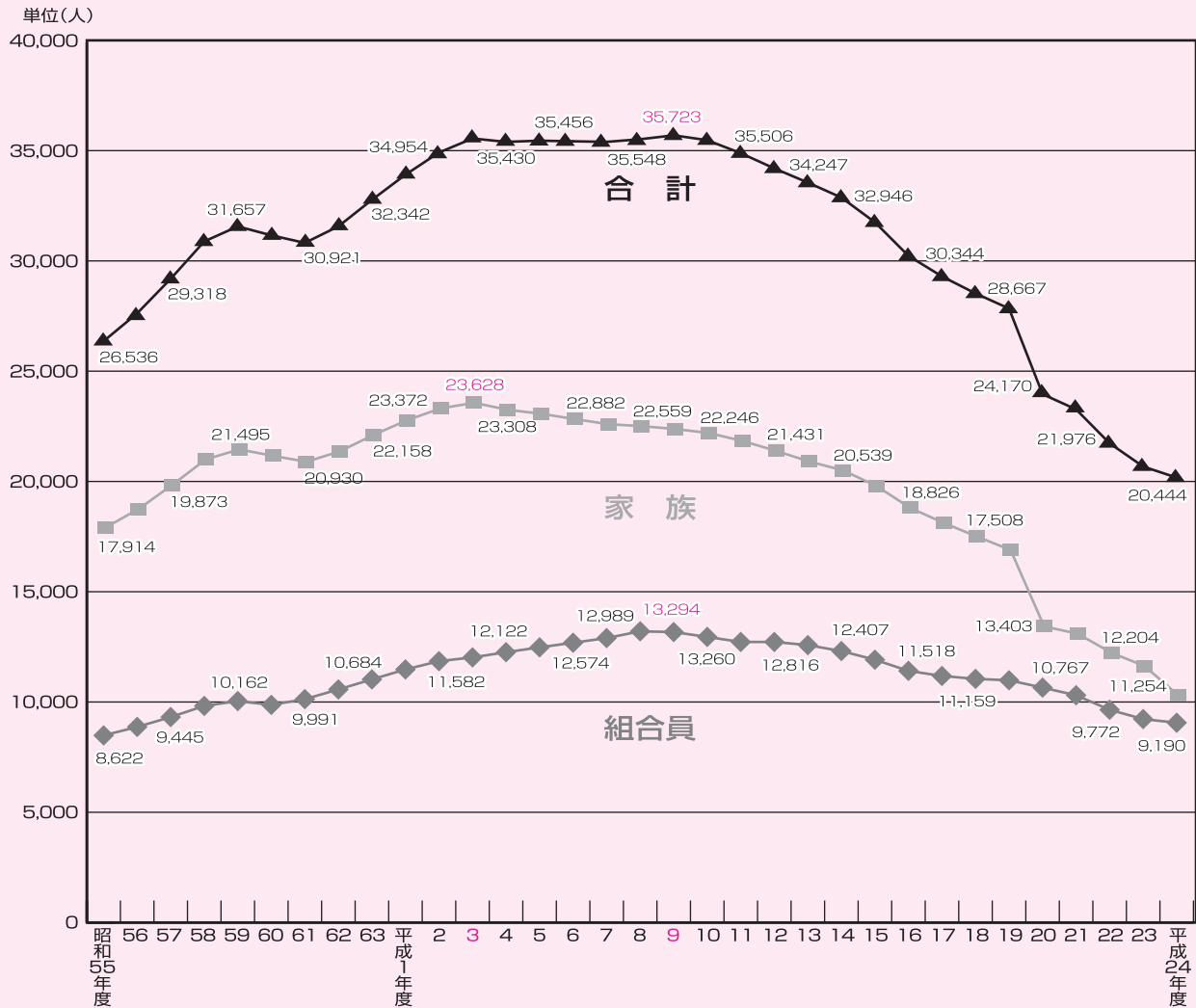
女性、特に家族の方において受診率が低い傾向があるため、この低い受診率を改善すべく、27年度も女性及び家族的を絞った健康診断の実施を目指していきたいと考えております。

3. 事業内容

(1) 事業期間 (自)平成27年4月1日～ (至)平成28年3月31日

(2) 被保険者数
 組合員である被保険者 8,807人
 組合員以外の被保険者 10,372人
 合計 19,179人 (介護保険対象者 7,591人)

年間平均被保険者数の年度別推移



建築国保会館が平成3年の竣工以来、実に23年振りとなる外壁等の大規模な補修工事を行いました。

お近くにお越しの際は、装いも新たな建築国保会館をぜひご覧ください。

(3) 保 険 料

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1 級	事業主 従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行って いる主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2 級	一人親方 従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
		法人役員 法人の代表者以外の役員				
	3 級	従業員 事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行って いる従たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4 級	25歳未満 25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	-	7,200円
5 級	後期高齢者 75歳以上の組合員	3,000円	-	-	3,000円	
家 族		組 合 員 の 家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)

※月額()は介護2号被保険者(40歳から64歳)以外の保険料

※賦課限度額

基礎賦課額	351,600円	(市町村国保)	52万円
後期高齢者支援金等賦課額	152,400円	(市町村国保)	17万円
介護納付金賦課金	96,000円	(市町村国保)	16万円

- ・後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する
- ・介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40～64歳迄の方)が納付する
- ・75歳以上組合員は建築国保の「特例制度」利用の希望により資格が継続

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分		給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童		8 割	2 割
就学児以降70歳未満(注1)		7 割	3 割
70歳以上 (注2)	一 般	8 割	2 割(注3)
	現役並み所得者	7 割	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

(注3) 平成26年4月1日までに70歳誕生日を迎えている方の一部負担は特例措置により1割

【 特例措置の対象となる誕生日の考え方 】

誕 生 日	一 部 負 担 割 合
昭和19年4月1日までの方	1 割 (特例措置の対象)
昭和19年4月2日以降の方	2 割

※現役並み所得者は、
誕生日に関係なく
一部負担3割

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

所得区分		自己負担限度額 ※
70歳未満	旧ただし書所得	901万円超 医療費が842,000円を超える場合 $+(\langle \text{医療費} \rangle - 842,000 \text{円}) \times 1\%$ 252,600円 [140,100円]
		600万円～901万円以下 医療費が558,000円を超える場合 $+(\langle \text{医療費} \rangle - 558,000 \text{円}) \times 1\%$ 167,400円 [93,000円]
		210万円～600万円以下 医療費が267,000円を超える場合 $+(\langle \text{医療費} \rangle - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ 80,100円 [44,400円]
		201万円以下 57,600円 [44,400円]
	住民税非課税者	35,400円 [24,600円]

所得区分	自己負担限度額 ※注	
	外来(個人ごと)	入院(世帯単位)
70歳以上	現役並み所得者 44,400円	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 $+(\langle \text{医療費} \rangle - 267,000 \text{円}) \times 1\%$
	一般 12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税者)	II 24,600円
		I 15,000円

(注) ・「旧ただし書所得」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)。
また、「所得区分」の額は世帯全員(同一被保番号の国保加入者に限る)の旧ただし書所得を合計した額。

- ・「住民税非課税者」とは、世帯全員が住民税非課税等の場合の区分。
- ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満<70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く。
- ・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者がいない世帯(単身世帯の場合年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合年収合計が520万円に満たない場合も含む)。また、平成27年1月以降新たに70歳となる被保険者の属する世帯については、課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合、この区分に該当する。
- ・「低所得者II」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税の場合の区分。
- ・「低所得者I」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が地方税法の規定による市町村民税に係る所得が無い場合の区分。

※ ・金額は、一月当たりの限度額。[]内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。また、同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担額が複数あった場合、自己負担額を合算し、一定額を超えた金額が世帯合算として申請により支給。

- ・厚生労働大臣が定めた特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、旧ただし書所得の区分が901万円超及び600万円超、または901万円以下の世帯に属する70歳未満の被保険者が、人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円。

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、合算額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年間での上限(下表)を設け、合算額が上限を超えたときはその超えた分が支給され、負担を軽減します。

【70歳未満】

所得要件		上限額(平成27年7月まで)	上限額(平成27年8月から)
旧 た だ し 書 所 得	901万円超	1,760,000円	2,120,000円
	600万円～901万円以下	1,350,000円	1,410,000円
	210万円～600万円以下	670,000円	670,000円
	210万円以下	630,000円	600,000円
	住民税非課税	340,000円	340,000円

【70歳～74歳】

所得要件		上限額
所得 課税	145万円以上	670,000円
	145万円未満※	560,000円
住民税非課税		310,000円
住民税非課税(所得が一定以下)		190,000円

※収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合)

Ⅳ 入院時食事療養費

入院中の食事にかかる費用は「療養の給付」から切り離して、費用の一部(標準負担額)を本人が負担し、残りを国保が支給します。

区分		標準負担額(1食分)	必要なもの	
現役並み所得者及び一般		260円	標準負担額減額認定証を 病院窓口へ提示してくだ さい。※	
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで		210円
		90日以降		160円
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)		100円		

※標準負担額減額認定証の交付には申請が必要です。

Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額を本人が負担し、残りを国保が支給します。

区分	標準負担額			必要なもの
	食費(1食分)	居住費(1日分)	食費+居住費(1日分)	
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)※	320円	1,700円 (1,580円)	標準負担額減額認 定証を病院窓口へ 提示してください。
低所得者Ⅱ	210円		970円	
低所得者Ⅰ	130円		710円	
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円	

※医療機関によって金額が異なります。どちらに該当するかは、医療機関にご確認ください。

VI 保険外併用療養費

保険が適用されない保険外診療を受ける場合、保険が適用される診療が含まれていても医療費が全額自己負担となります。しかし、保険外診療が厚生労働大臣の定める「評価療養」または「選定療養」に該当する場合は、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用を一般の保険診療と同様に扱い、本人の一部負担金分を控除した額を国保が支給します。（申請等は必要ありません）

VII 訪問看護療養費

居宅で継続して療養を受けている方が、主治医の指示に基づき訪問看護を受けた場合、保険証を提示することで、厚生労働大臣の定める基準に従って算出した額から、本人が負担する基本利用料を控除した額を国保が支給します。（申請等は必要ありません）

VIII 療養費

やむを得ない事情により保険医療機関でない病院を受診したとき、被保険者証を提示できなかったとき、海外渡航中に治療を受けたときの医療費、または、はり・灸マッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

IX 移送費

病気やけが等で移動困難な方が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に支給します。

(5) その他の保険給付

I 出産育児一時金 子供1人出産につき一時金を支給 **454,000円**
産科医療補償制度対象の分娩 (上乘せ) **16,000円**

II 葬 祭 費 組合員である被保険者が死亡した場合に支給 **100,000円**
家族である被保険者が死亡した場合に支給 **50,000円**

III 傷 病 手 当 金 組合員が入院した場合のみ、60日限度で支給
1 級 1日6,000円×60日＝ **360,000円**
2 級～4 級 1日5,000円×60日＝ **300,000円**

・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とします。同一疾病については5年毎に適用されます。

IV 出 産 手 当 金 女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合 (1児につき) **300,000円**

(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(組合員・家族)の資格が1年以上あり、25歳以上の対象者 1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 オプション検診は、検診を受けようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 女性の被保険者を対象に無料のレディース健診を実施。 石綿検診(一次及び二次)は、全額補助。 						
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～就学前の被保険者が入院した場合30日限度で支給する。 1日5,000円×30日=150,000円を限度 						
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。 						
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる被保険者に年3回通知する。 						
5	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> 「国保だより」を年3回、「国保のご案内」年1回配布する。 						
6	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> 1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。 						
7	国保協議会負担金の補助	<ul style="list-style-type: none"> 上越・中越・下越の国保協議会に組合員1人320円(年)を活動費として交付する。 						
8	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催)、1組合員1泊3,000円の補助金 						
9	インフルエンザ予防接種補助	<table border="0"> <tr> <td>・13歳未満</td> <td>1回につき2,100円限度(年2回まで)</td> </tr> <tr> <td>・13歳以上65歳未満</td> <td>1回 2,100円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳以上</td> <td>1回 1,080円限度</td> </tr> </table>	・13歳未満	1回につき2,100円限度(年2回まで)	・13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度	・65歳以上	1回 1,080円 限度
・13歳未満	1回につき2,100円限度(年2回まで)							
・13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度							
・65歳以上	1回 1,080円 限度							
10	肺炎球菌ワクチン接種補助	<table border="0"> <tr> <td>・75歳以上</td> <td>8,000円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳以上75歳未満</td> <td>5,000円限度</td> </tr> <tr> <td>・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合</td> <td>2,100円限度</td> </tr> </table>	・75歳以上	8,000円限度	・65歳以上75歳未満	5,000円限度	・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度
・75歳以上	8,000円限度							
・65歳以上75歳未満	5,000円限度							
・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度							
11	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> おたふくかぜ、水痘(みずぼうそう)、B型肝炎の予防接種に対してそれぞれ3,000円を限度に補助 						
12	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 ◇特定健診 対象者の70% 特定保健指導 動機付支援 対象者の40% 積極的支援 対象者の40% ・特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は10割を補助 						
13	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 出産家庭に対し育児書の配布 0歳児は「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌(年12冊)) 1歳～3歳は「1・2・3歳」(季刊誌(年4冊)) 						

※以下の保健事業が27年度より改定されます。

事業内容	26年度	27年度
1日人間ドック等の受診補助	資格が1年以上及び35歳以上の被保険者(組合員・家族)が補助の対象	27年4月1日の受診から、資格が1年以上及び25歳以上の被保険者(組合員・家族)が補助の対象
特定健診・特定保健指導の実施	特定健診は健診料金の8割を補助 保健指導は健診料金を全額補助	27年4月1日の受診から、特定健診は健診料金を全額補助(保健指導料金は前年度と変わらず全額補助)
乳幼児見舞金	1日3,000円×30日=90,000円を限度	27年4月1日の入院分から、 1日5,000円×30日=150,000円を限度に支給
広報の発行	国保だよりを年2回発行	国保だよりを年3回発行(新年号が追加)
インフルエンザ予防接種補助	65歳以上は1回1,050円を限度に支給	27年4月以降の接種から、 65歳以上は1回1,080円を限度に支給
子育て支援	0歳児は「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌(年12冊))を配布	0歳児は「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌(年12冊))を、 1歳～3歳は「1・2・3歳」(季刊誌(年4冊))を配布

支部に
聞いてみました

組合員加入促進の取り組み紹介

当組合は毎年の事業計画の重点事項にも挙げているように、「被保険者の加入促進」に力を入れていますが、加入促進の決め手が見つからないことに苦慮していることもまた事実です。

そんな中、平成26年度、17年ぶりの保険料引上げにも関わらず、上越北支部では組合員の加入者数の増加に目覚ましい成果が上がっていることから、その理由を聞いてみました。

●●● 上越北支部の建築国保加入者が増えた要因 ●●●

1. 事業者の方へ細やかな説明・対応を

直江津港に中部電力・帝国石油の設備建設で事業が増えて設備の燃料タンク等が増設され、それぞれの定期点検に必要な架設事業者が増え、全国から工事労働者が増えております。その中で地元の30代の若い方達の起業が増えました。地元の商工会議所の紹介があったり、同業者の口コミが多かったようです。やはり新規加入にあたっては、建築国保と市町村国保の違いを丁寧に説明をし、若い企業家の方に時間外でも親切に対応しました。建築国保には、適用除外という特例もあり、今後法人化した場合でも厚生年金が掛けられる制度も利用できる事に力を入れました。

2. 適用除外の制度をしっかりと説明

個人の事業所で常時5人前後の従業員がいる事業所には、法による社会保険の強制加入手続きの前に、適用除外の特例を受けて安心して従業員を増やせる制度を利用した方が良い事を説明し、従業員を増やして加入してもらいました。

3. 地元の繋がりを大切に

建築国保加入の条件で43職種のなかでまだまだ地元の中に入加入できる職種の方が沢山いると思います。建築国保の存在すら知らない方が多いのではないかと思います。直江津には60年以上前から直江津職別組合という組織がありまして、建築・板金・塗装・畳・建具・板金等で組織の交流が盛んです。板金組合さんは新潟県版の国保に入らず直江津職別組合にお世話になっているということで建築国保に加入され、地元の繋がりを大切にしております。地元の組合員さんの口コミも大変重要な要因ではないかと思います。75歳以上で後期高齢で脱退された方でも、新規の加入者を勧誘され、事務所に紹介して下さる方もおります。

4. 26年の新規加入者内訳

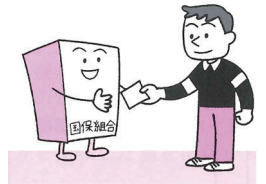
26年の新規加入者は外壁工3名、塗装工7名、ガス設備1名、解体工1名、架設工10名、建築大工11名、タイル工1名、事務員5名、現場監督2名、板金工1名、建築設計1名合計43名です。脱退者では塗装工4名、ガス設備1名、架設工3名、建築大工13名、事務員4名、建具工1名で26名の脱退者がありました。26年度は75歳になられて脱退者が増える事を予想しておりましたが、新年総会等での新規加入のお願いが功を奏したと思います。(26年1月～12月の実績です)

5. 今後の取り組みについて

今後は43職種の枠の中で関連団体との関係を密にし、加入促進に努めたいと思います。100%の収納率を確保しつつ地元の組織をかため、ただ組合員の増員にとどまらず、地元になくてはならない技能集団として確立していきたいと思っています。

組合員・家族のみなさまへ

4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険(健康保険等)に入っていないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 省略のない住民票 前の保険の喪失証明書等 印かん
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 省略のない住民票 出産育児一時金の申請書 印かん
結婚または同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 省略のない住民票 印かん

以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 省略のない新住所の住民票
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者変更届 住所表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(または訓練校)に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第116条該当届 在学証明書、または訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 ※警察へ届出をしてください※
保険証の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等再交付申請書 破損、汚損した保険証

家族が建築国保をやめるとき

組合員と同じ世帯でなくなった、または他の保険(健康保険等)に入ったこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 入った健康保険証等の写し 印かん やめる人の建築国保保険証等
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 死亡診断書または埋葬許可証の写し 印かん
離婚または他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票 印かん やめる人の建築国保保険証等

- 届出書類及び申請用紙は所属支部にありますので手続きの際は支部へご連絡ください。
- 70歳以上の方は、所得によって負担割合が異なる(詳細は国保だよりの8、9頁をご確認ください)ため、加入の届出をするときは所得課税証明書を一緒にご提出ください。
- 組合員と同じ世帯の家族が、市町村の国保に入ることはいけません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保を脱退しなければなりません。居住地の市町村国保に加入してください。

法人事業所等の事業主のみさま 健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか?



以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。
事実発生から「5日以内」に申請を行ってください。
 申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所へ、新たに従業員が入社した場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。

【手続きについて】

1. 適用除外承認申請書(3枚複写)を支部に提出してください。
2. 建築国保の承認印を押した申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所の確認印が押された適用除外承認証を支部に提出してください。

※申請書は所属支部にありますので、申請の際は支部にご連絡ください。

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

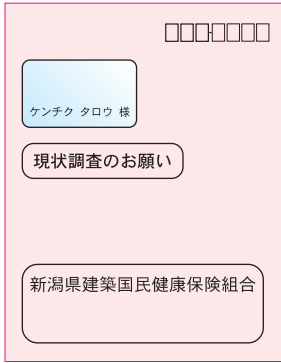
ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事ができます。

【注意】
 法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

職種等の現状調査を行います

26年度に引き続き、27年度も8月の被保険者証等の更新前に、組合員の方の現況が組合規約等に規定する加入条件に合っているかどうかの確認を行います。

- ◆調査開始時期……5月上旬頃に、調査票を送付します。
- ◆調査方法……アンケート形式の調査票に現況を回答し、署名・捺印の上ご返送ください。



調査票送付封筒イメージ

ご多忙のところ大変お手数ですが、調査にご協力をお願いいたします。

平成27年10月から あなたに「マイナンバー(個人番号)」が届きます



平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

国民健康保険や年金、雇用保険等の手続きが必要になります！

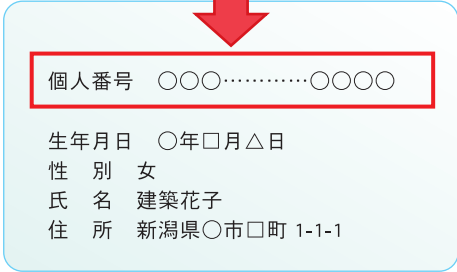


マイナンバーは今後どう使うの？

平成28年1月から、国民健康保険の各種申請書や届け出書等にマイナンバーを記入する必要があります。

また、マイナンバーは国民健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律等で定められた手続きで共通で使うことになります。

※国民健康保険以外の開始時期は制度によって異なります。



通知カードのイメージ

新潟県建築国民健康保険組合をはじめとするすべての保険者は、平成28年1月1日現在の加入者のマイナンバー情報を取得し、厳格な管理体制の下で運用することが義務付けられています。このことをご理解いただき、今後は、何卒、マイナンバーについて建築国保へ情報提供をお願い申し上げます。



仕事中のケガや病気は労災保険で！

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう！

あなたと、あなたの事業所は労災保険に加入していますか？



- ①一人でも従業員を雇っている事業所は、必ず労災保険に加入しなければいけません。
- ②一人親方、事業主、家族従業員は**特別加入**をすることで労災保険が受けられます。

※労災保険に未加入のため、業務によるケガや病気の治療に保険証を使う方がいますが、労災保険で治療を受ける事が大原則です。

人間ドック・特定健診の補助制度が変わります!

人間ドック ファミリー健診 オプション検診

平成27年4月1日の受診から補助の対象者が
建築国保の加入期間が1年以上かつ受診日の時点で**25歳以上**の方になります!

【補助内容】

人間ドック・ファミリー健診 …… **健診費用の7割**(年度内1回かつ補助限度額2万円)
オプション検診 …… **検診費用の7割**(年度内の補助限度額2万円)

※「年度内」とは、平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間です。

※補助額は人間ドックまたはファミリー健診の受診で限度額2万円、オプション検診で限度額2万円となります。

※人間ドック・ファミリー健診は、**どちらかの受診に対して年度内1回のみ**の補助となります。

※人間ドック・ファミリー健診の内容には、特定健診の内容が含まれています

※脳ドックは補助の対象外となりますので、受診の際はご注意ください。

特定健診

平成27年4月1日の受診から、
自己負担額が無料(年度内で1回、健診費用を全額補助)になります!

【補助内容】

40歳から74歳の方(年度内に40歳となる方も対象です)

※「年度内」とは、平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間です。

※受診時は保険証と特定健診受診券(緑色)をお持ちください。

※平成27年3月以降加入の方は、資格データ更新の関係上、受診券送付まで1～2ヶ月かかる場合があります。



特定保健指導も自己負担無料☆受診費用を全額補助します!

対象者…特定健診の対象者で、健診の結果高リスクの判定を受けた方(希望制)
1人ではなかなか難しい食事や運動などの生活習慣改善を保健師と一緒に考え、健康を取り戻すお手使いをします。

生活習慣を見直すきっかけ作りに…ぜひご利用ください

詳細は、
「平成27年度版人間ドック・
ファミリー健診パック・特定
健診ガイド」をご確認ください。

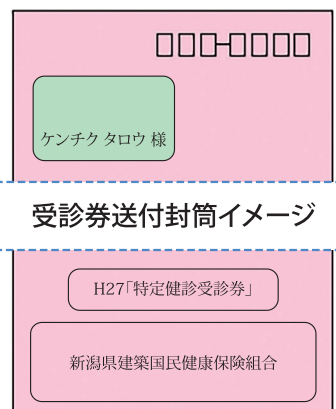
27年度の特定健診受診券は「緑色」です

- ◆平成27年4月1日から平成28年3月31日の間で、
年齢が40歳以上75歳未満となる方全員に4月中に送付します。
- ◆受診券は支部で管理している場合がありますので、お手元に届かないときは支部へお問い合わせください。

**受診券は、人間ドックや特定健診を受ける時に必要です。
紛失しないよう大切に保管してください。**

※受診券が利用できるのは年度内1回のみです。

※平成27年3月以降加入の方は、資格データ更新の関係上、受診券送付まで1～2ヶ月かかる場合があります。



赤い封筒が目印です!

国保会館写真

編集
後記

3月後半まで続いた寒の戻りもおさまり、いよいよ桜咲く春の季節ですね。
27年度は人間ドック等をはじめ、保健事業の給付制度が色々変わりました。
今号の12頁、16頁で詳しい内容を掲載していますのでご確認ください。
今年度も、「助け合いの建築国保組合」をよろしくお願ひいたします。

